

一ツは諸縣郡にありて、霧島山と云、神名式に、日向國諸縣郡霧島神社、續後紀六に、日向國諸縣郡極にて、大隅國の堺なり、神代紀に二上あり、山下に東霧島西霧、西なる峯は大隅國に屬り、續紀に、延暦七年七月己酉、太宰府言、三月四日戌時當大隅國贈於郡曾乃峯上、火炎大熾響如雷動、及亥時、火光稍止、唯見黑烟、然後雨沙峯下五六里、沙石委積可二尺、其色黑焉とある。是此山のことなるべし、書紀に襲之高千穗峯ともあればなり、とも霧島山と云て、東なる峯は日向國諸縣郡西なるは大隅國、嶧、郡なり、東なる峯殊に高くして、鉢峯といふ、頂に神代の逆矛とてたてり、詣る者これを拜む、語傳へて云く伊邪那岐伊邪那美命、天浮橋の上より霧の海を見下し賜ふに、島の如く見ゆる物あるを、天沼矛を以てかきさぐり、其處に天降賜ひて、其矛を逆様に下し給へるなり、霧島山と云も此由なりと云へるは、此邇邇藝命の御古事を、彼ニ柱神の御事に混へて傳へひがめたるなるべし、かくて西なる峯はや、卑し頂よりや、下のぼる道の傍なり、谷には常に火燃あがる、さるゆゑに火氣布峯と云、日向の言に、常を氣布と云故なりとぞ、又此火時によりて、國人ども、神火といみじく纏に燃上りて、黒烟天におほひ、石砂遠く飛散ることあり、日向大隅薩摩の国人ども、神火とい云て畏み拜むとぞ、霧島明神の社は麓にあり、大きなる社なりとぞ、凡そ此山の内より上には、樹は一つもなくて、こまかなる燒石のみなりとぞ、又山の内に、處々大きな池多く有て、大なる蛇すめりとぞ、さて此山、つれに登詣る人多きを、暴に霧の起りて、大風吹出地とぞ、ろきおどろくしき音して、闇の夜の如く暗がりて、路も見え分かねばかりにならるゝとありて、と先達なれる者、人に教へて、手ごとに稻穂を持せ行てもし此霧おこりぬれば、其を以て拂ひつゝゆるもすれば、此霧におぼれ、風に吹放たれて亡なる者もあり、然るに神代の故實と云て、いはゆる鐵にや石にやわきまへがたり、鉢の方に横手ありて、十字の形の如し、又同じさまなる矛、今一ツ立テしるは、近世に、島津義久朝臣の、新に造りて建添られたるなりとも、又は鹿兒島の商人池田某と云し者、此山の神を深く仰ぎ奉りけるが、眞鑑を以て造りて建たるなりとも云は、いづれか實ならむるを其としたし、櫛日二上は霧島山とするとき、二處共に其御跡なりと云べけれど、風土記に、白杵郡なるを、高千穗二上峯とあれば、二上も白杵郡なる方と聞えたるを、又書紀には、襲之高千穗とある襲は、大隅なる地名なれば、此レは高千穗と云も、霧島山として、高千穗は白杵郡ならむるを其としたし、其故は、まづ書紀の高千穗と、櫛日二上とをば異山とするとき、二處共に其御跡なりと云べけれど、風土記に、白杵郡なるを、高千穗二上峯とあれば、二上も白杵郡なる方と聞えたるを、又書紀には、襲之高千穗と國人語れり、又二神明神と云ふもあり、櫛日村櫛觸が嶽など云名もありとぞ、然る云べき山なども云は、後ノ